国又は地域	単位	法第２０条第１項第１号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第７号の処分に係る手数料
ニカラグア	コルドバ・オロ	3,480	2,390	1,300	1,300	350	200	540	540
ハイチ	グルド	7,050	4,850	2,640	2,640	700	400	1,100	1,100
パナマ	バルボア	170	117	64	64	17	10	27	27
パラグアイ	ガラニ	842,000	579,000	316,000	316,000	84,000	47,000	132,000	132,000
ブラジル	ヘアル	320	220	120	120	32	18	50	50
ベネズエラ	ボリバル	364	250	136	136	36	20	57	57
ペルー	ヌエボ・ソル	500	344	188	188	50	28	78	78
ボリビア	ボリヴィアーノ	1,230	850	460	460	120	70	190	190
ホンジュラス	レンピラ	3,230	2,220	1,210	1,210	320	180	500	500
メキシコ	ペソ	2,260	1,550	850	850	230	130	350	350